

## 第3期愛媛県教育振興に関する大綱の策定について

### 1 大綱とは（平成26年7月17日文部科学省初等中等教育局長通知）

地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの

#### 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3～4 （略）

### 2 策定の考え方

(1) 知事と教育委員会が政策の方向性を共有し、一致して教育行政の執行に当たることができるよう、知事公約や現在策定を進めている県総合計画等との整合を図る。

(2) 教育委員会所管分野のみならず、スポーツ、文化等の知事部局所管の教育分野も対象とする。

(3) 期間は、4年間（令和5年～8年度）とする。

（※第1期：平成27年5月策定（～平成31年3月）  
第2期：平成31年3月策定（～令和5年3月）

### 3 大綱の構成

(1) **標題** 愛媛県教育振興に関する大綱  
〔副題〕～愛顔あふれる教育立県えひめの実現～

(2) **前文**

2040年の愛媛県が目指す将来像を示すとともに、その実現に向け、教育の振興による有為な人財の輩出及び教育力の高さで評価され選ばれる「教育立県えひめ」の実現を目指す決意を宣言

(3) **目指す方向性**

「子どもたち」、「教職員」、「地域」の3つの視点から、施策の方向性を示す。

#### (4) 7つの振興方針

知事公約や国の教育振興基本計画等を踏まえ、学校における働き方改革に関する振興方針を追加し、方針数を増やす(6→7)とともに、DXや県立学校の魅力化と再編整備、不登校支援など、今後の課題への対応を記載する。

### 【振興方針の主な内容】

#### 1 未来を切り拓くたくましい子どもたちの育成

- 【新規】CBTシステムや教育データの利活用など教育DXの推進
- 【新規】STEAM教育等の教科横断的な学習の充実
- 【新規】コロナ禍の経験を踏まえた安全で充実した学校生活等の確立
- 【新規】ソーシャルチャレンジ for High School の実施や、えひめジョブチャレンジU-15の拡充
- 【新規】情報活用能力を育む学習や、デジタル人材育成に向けた大学等との連携

#### 2 夢の実現に資する魅力あふれる学校づくり

- 【新規】県立学校の魅力化と再編整備
- 【新規】県立高校入学生徒の全国募集の強化

#### 3 一人ひとりを見つめる特別支援教育の充実

- 【新規】中予北西部の拠点となる「松山城北特別支援学校(仮称)」の設置

#### 4 全ての子どもたちの自信を育み、安心して学べる環境の整備

- 【拡充】いじめ、児童虐待、ヤングケアラー等への対応
- 【拡充】増加傾向にある不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援

#### 5 教職員の働きがいのある魅力的な職場づくり [今回追加]

- 【新規】デジタル技術の活用による業務効率化や、支援するスタッフの拡充、部活動の在り方の見直しなど、学校における働き方改革の推進

#### 6 社会総がかりで取り組む教育の推進

- 【拡充】学校・家庭・地域の連携強化

#### 7 スポーツ・文化の振興と生涯学習の推進

- 【拡充】幅広い世代の県民がスポーツに気軽に親しめる環境づくり
- 【拡充】文化芸術に親しむ機会の創出や、映像文化などの担い手育成